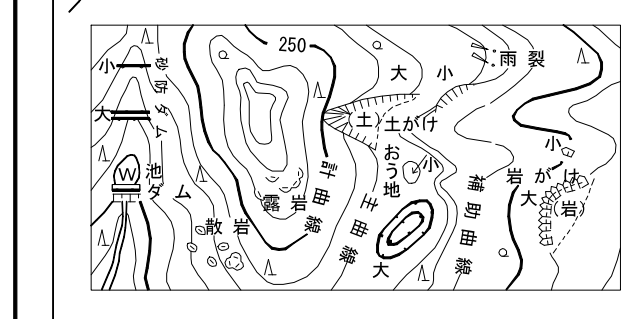
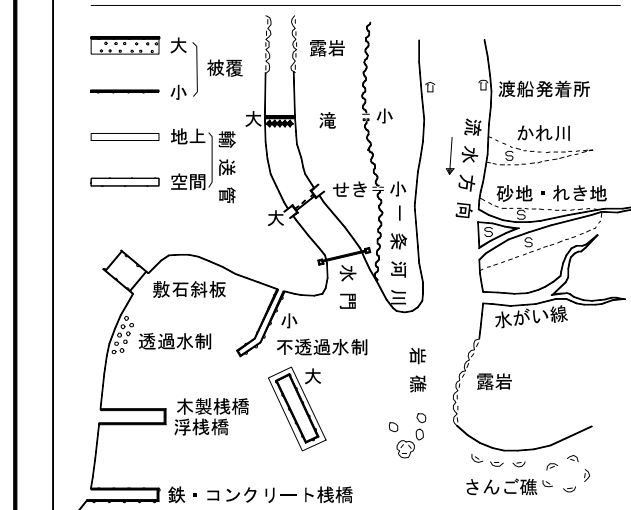


南 相 馬 都 市 計 画 図

記 号

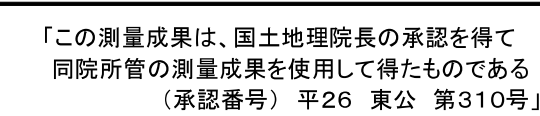
ア	電 報 局	一	電 報 局
イ	電 報 局	二	電 報 局
ウ	電 報 局	三	電 報 局
エ	電 報 局	四	電 報 局
オ	電 報 局	五	電 報 局
カ	電 報 局	六	電 報 局
キ	電 報 局	七	電 報 局
ク	電 報 局	八	電 報 局
コ	電 報 局	九	電 報 局
ケ	電 報 局	十	電 報 局
セ	電 報 局	十一	電 報 局
ソ	電 報 局	十二	電 報 局
タ	電 報 局	十三	電 報 局
チ	電 報 局	十四	電 報 局
ツ	電 報 局	十五	電 報 局
テ	電 報 局	十六	電 報 局
ト	電 報 局	十七	電 報 局
ナ	電 報 局	十八	電 報 局
ニ	電 報 局	十九	電 報 局
ノ	電 報 局	二十	電 報 局
ハ	電 報 局	二十一	電 報 局
ヒ	電 報 局	二十二	電 報 局
フ	電 報 局	二十三	電 報 局
ベ	電 報 局	二十四	電 報 局
ボ	電 報 局	二十五	電 報 局
バ	電 報 局	二十六	電 報 局
ビ	電 報 局	二十七	電 報 局
ブ	電 報 局	二十八	電 報 局
ペ	電 報 局	二十九	電 報 局
ポ	電 報 局	三十	電 報 局
マ	電 報 局	三十一	電 報 局
ミ	電 報 局	三十二	電 報 局
ム	電 報 局	三十三	電 報 局
メ	電 報 局	三十四	電 報 局
モ	電 報 局	三十五	電 報 局
ヤ	電 報 局	三十六	電 報 局
ユ	電 報 局	三十七	電 報 局
ヨ	電 報 局	三十八	電 報 局
ラ	電 報 局	三十九	電 報 局
リ	電 報 局	四十	電 報 局
ル	電 報 局	四十一	電 報 局
レ	電 報 局	四十二	電 報 局
ロ	電 報 局	四十三	電 報 局
ハ	電 報 局	四十四	電 報 局
ニ	電 報 局	四十五	電 報 局
ノ	電 報 局	四十六	電 報 局
ハ	電 報 局	四十七	電 報 局
ニ	電 報 局	四十八	電 報 局
ノ	電 報 局	四十九	電 報 局
ハ	電 報 局	五十	電 報 局
ニ	電 報 局	五十一	電 報 局
ノ	電 報 局	五十二	電 報 局
ハ	電 報 局	五十三	電 報 局
ニ	電 報 局	五十四	電 報 局
ノ	電 報 局	五十五	電 報 局
ハ	電 報 局	五十六	電 報 局
ニ	電 報 局	五十七	電 報 局
ノ	電 報 局	五十八	電 報 局
ハ	電 報 局	五十九	電 報 局
ニ	電 報 局	六十	電 報 局
ノ	電 報 局	六十一	電 報 局
ハ	電 報 局	六十二	電 報 局
ニ	電 報 局	六十三	電 報 局
ノ	電 報 局	六十四	電 報 局
ハ	電 報 局	六十五	電 報 局
ニ	電 報 局	六十六	電 報 局
ノ	電 報 局	六十七	電 報 局
ハ	電 報 局	六十八	電 報 局
ニ	電 報 局	六十九	電 報 局
ノ	電 報 局	七十	電 報 局
ハ	電 報 局	七十一	電 報 局
ニ	電 報 局	七十二	電 報 局
ノ	電 報 局	七十三	電 報 局
ハ	電 報 局	七十四	電 報 局
ニ	電 報 局	七十五	電 報 局
ノ	電 報 局	七十六	電 報 局
ハ	電 報 局	七十七	電 報 局
ニ	電 報 局	七十八	電 報 局
ノ	電 報 局	七十九	電 報 局
ハ	電 報 局	八十	電 報 局
ニ	電 報 局	八十一	電 報 局
ノ	電 報 局	八十二	電 報 局
ハ	電 報 局	八十三	電 報 局
ニ	電 報 局	八十四	電 報 局
ノ	電 報 局	八十五	電 報 局
ハ	電 報 局	八十六	電 報 局
ニ	電 報 局	八十七	電 報 局
ノ	電 報 局	八十八	電 報 局
ハ	電 報 局	八十九	電 報 局
ニ	電 報 局	九十	電 報 局
ノ	電 報 局	九十一	電 報 局
ハ	電 報 局	九十二	電 報 局
ニ	電 報 局	九十三	電 報 局
ノ	電 報 局	九十四	電 報 局
ハ	電 報 局	九十五	電 報 局
ニ	電 報 局	九十六	電 報 局
ノ	電 報 局	九十七	電 報 局
ハ	電 報 局	九十八	電 報 局
ニ	電 報 局	九十九	電 報 局
ノ	電 報 局	一百	電 報 局

	田	畠園	園
田	畑	その畑の 根本信	山
▽	畑	山	荒
▽	きとろ きび畑	芝地	はれ松地
▽	バナナの ブル畑	広葉樹林	しの地
▽	桑畑	針葉樹林	やし科 樹林
△	茶畑	竹林	蘆地



IX-DG 74-1

1:2,500



計 画 機 関 南 相 馬 市
作 業 機 関 国 際 航 業 株 式 有 限 公 司
許 可 なく 複 製 を 禁 ず る。